

# 秋田県

# トラック運送

# 燃料高騰緊急支援金

コロナ禍において原油価格の急激な高騰の影響を受けている  
トラック運送事業者の負担の軽減を目的として支援金を給付します。

## 支給対象

秋田県内に本社（個人事業主は住所）をおき、貨物自動車運送事業を営む法人・個人事業主

## 支援金の額

価格転嫁を進めるまでの緊急支援として、事業用車両（トラック）<sup>(注)</sup>  
1台当たり、燃料費の掛かり増し（モデルケースにより算出）3か月分の  
3分の1相当として下表の金額をその申請区分に応じて支給  
します。

		申請 区分	車両の種類と車両総重量による区分			
			軽貨物車	一般貨物車（車両総重量による区分）		
				5,000kg未満 （小型）	5,000kg以上 ～8,000kg未満 （中型）	8,000kg以上 （大型）
走行距離 （月間）	1,600km以上 ～5,000km未満	1	A	B	C	D
	5,000km以上 ～9,000km未満	2	15,000円/台	18,000円/台	21,000円/台	42,000円/台
	9,000km以上	3	24,000円/台	30,000円/台	36,000円/台	72,000円/台

月間1,600km以上  
走行の車両が対象

（注）令和4年7月1日現在所有し、貨物運送に従事する、本県において許可又は届け出された「緑ナンバー」「黒ナンバー」の車両（三輪の軽自動車、二輪の自動車及びトレーラーを除く。）に限る。



## 申請期間

令和4年7月1日（金）～令和4年10月28日（金）

締切日 午後5時必着

## 問合せ・申請先

秋田県トラック運送燃料高騰支援事業事務局  
（公益社団法人 秋田県トラック協会内）

018-864-6611

〒011-0904 秋田市寺内蛭根1丁目15番20号

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

ウェブサイト <http://ata.or.jp/shien/>  
申請様式のダウンロードはこちらから→



# 支援金の申請・支給の流れ



## 申請に必要な書類・留意点

<http://ata.or.jp/shien/>  
様式等ダウンロードはこちら



### ①申請書（様式第1号）

- ・エクセル様式で記入すると複数台の申請などが便利。
- ・21台以上の申請は、様式第1号の2を併せて記入。

### ②事業の許可を示す書類（写）：許可証

- ・秋田県トラック協会会員、個人事業主は提出不要。

### ③自動車検査証（写）

- ・申請するすべての車両分を提出ください。

### ④請求書（様式第2号）

### ⑤誓約書（様式第3号）

### ⑥走行距離が確認できる書類

#### ◇法人：以下の書類

- ・「乗務等の記録」の写し
- ・デジタル式運行記録計を基に出力した資料 等



#### ◇個人事業主：走行距離確認書（様式第4号）

- ・7～9月のいずれかひと月の走行距離を記録
- ・確認前、確認後のオドメーターの写真を添付

### ⑦振込口座が確認できる資料（写）

- ・通帳、当座勘定照合表 など



### 支援金の額の算出例

車両総重量 7,500Kg、月間走行距離 7,000 kmの車両

**車両総重量** 5～8,000Kg に該当⇒中型（区分C）

**走行距離** 5～9,000 kmに該当⇒区分2

	軽貨物 A	小型 B	中型 C	大型 D
1.6～5千km ①				
5～9千km ②			21,000円	
9千km～ ③				

申請区分 C-2 : 21,000円

### 走行距離の確認方法（法人）

#### 4・5・6月のいずれかひと月の走行実績で確認・申請

個人事業主は、上記「走行距離確認書」の提出を原則とするが、以下の書類が提出できる場合は、法人と同様の扱いとする。

〔乗務記録等による確認〕

- ・運転日報等の提出（1台ごと）

5月1日	5月31日
運転日報 始業時：10,712 km 終業時：19,362 km	運転日報 始業時：18,126 km 終業時：19,362 km

#### 5月の走行実績

算定期末の終業 算定期開始の始業  
19,362 - 10,712 = **8,650 km**

〔デジタル等の一覧表による確認〕

- ・申請車両分を一括で提出

6月
運行月間集計表 車両番号 走行距離 秋 100 あ 1111 3,787キロ 秋 100 あ 1112 8,650キロ 秋 100 あ 1113 9,600キロ ……

#### 6月の走行実績

車両ごとに記載内容と突合して確認

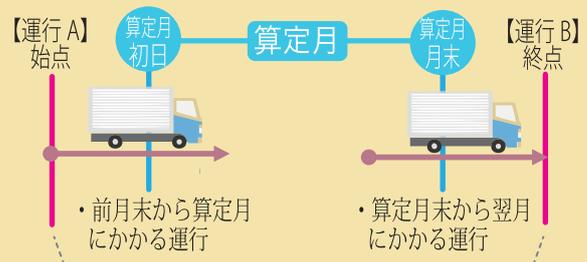
（注）複数台の申請の場合、車両ごとに走行実績の月が異なっても差し支えありません。

### 月初・月末を跨ぐ運行があった場合

次のような運行があった場合、距離の確認について右図のとおりとします。

- ・前月末から算定月にかかる運行【運行A】
- ・算定月から翌月に跨ぐ運行【運行B】

申請する実績は、右図の区間の範囲内で、申請者の任意とします。



最大でこの区間までを実績走行距離として認めます。